

会計年度任用職員（児童生活指導員（昼間・夜間））募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（児童生活指導員（昼間・夜間））
採用予定人数	若干名
職務内容	1 一時保護児童の生活指導用務 2 一時保護所内の庁舎管理用務
応募資格	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学を専修する学科を修めて卒業した者 2 保育士の資格を有する者 3 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の資格を有する者 4 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者 5 前各号に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者 地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	児童福祉や学校教育の現場経験のある人材
任用期間	令和8年10月1日以降令和9年3月31日までの期間で随時採用 ※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。 【要確認】※勤務成績が良好な場合、翌々年度まで再度任用の可能性あり
勤務場所	①札幌市児童福祉総合センター（札幌市中央区北7条西26丁目）又は、②札幌市東部児童相談所（札幌市白石区本郷通3丁目北3） ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	札幌市子ども未来局児童相談所又は札幌市子ども未来局東部児童相談所
勤務日・時間	・勤務回数：4週間当たり8回を超えない範囲 ・休日：4週間当たり20日以上 ・勤務時間：4週間を通じて1週間当たり15時間を超えない範囲とし、1回当たりの割振りは次のいずれかです。 1 日勤（7時間30分） 8時45分から17時00分まで 2 夜勤（11時間45分） 16時45分から翌日9時00分まで ・休憩時間：勤務の割振りにより次のいずれかです。 1 上記1の場合 12時15分から13時00分までの45分 2 上記2の場合 1時30分から6時00分までの4時間30分 ※時間外勤務を命ずる場合あり
給与	1 日勤：月額10,888円（地域手当を含む） 2 夜勤：月額17,059円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和8年9月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。 ※夜勤の場合、夜間勤務手当（1,383円程度）や特殊勤務手当（2,375円程度）が支給されます。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当等有(支給要件有)
休暇	【要確認】 年次休暇、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有(取得要件有)

社会保険	適用なし
福利厚生	不加入
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づく防止措置として、内定取消や免職等を含め、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙条文をご参照ください。
応募方法	・写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送してください。 ※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※面接は原則、勤務所属にて複数の面接官により、開庁時間帯に行います。詳細については面接実施前に調整させていただきます。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※可否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【履歴書送付先（募集者）】 ①児童福祉総合センター（〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目） 宛名：札幌市子ども未来局 児童相談所 地域連携課 ②東部児童相談所（〒003-0025 札幌市白石区本郷通3丁目北3-1） 宛名：札幌市子ども未来局 東部児童相談所 家庭支援課 ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書き ※希望する児童相談所宛に送付してください（参考：①中央区、②白石区）。
個人情報の取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

二 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律

（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イから二までに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

参考：特定性犯罪の罪名

■ 第1号：刑法の性犯罪

- 第176条：不同意わいせつ罪
- 第177条：不同意性交等罪
- 第179条～第182条：監護者わいせつ罪、監護者性交等罪、不同意わいせつ等致死傷罪、不同意性交等致死傷罪、およびこれらの未遂罪など
- 第241条第1項・第3項：強盗不同意性交等罪、強盗不同意性交等致死罪
- 第243条：上記（強盗不同意性交等罪など）の未遂罪

■ 第2号：盗犯等の防止及び処分に関する法律

- 第4条：常習強盗不同意性交等罪（強盗不同意性交等を常習として犯す罪）

■ 第3号：児童福祉法

- 第60条第1項：児童に淫行をさせる行為（児童への淫行強要等）の罪

■ 第4号：児童買春・児童ポルノ禁止法

- 第4条～第8条：児童買春、児童買春の周旋・勧誘、児童ポルノの提供・製造・所持などの罪

■ 第5号：性的姿態撮影等処罰法（いわゆる撮影罪に関する新法）

- 第2条～第6条：性的姿態等撮影罪（いわゆる盗撮罪）、性的画像の提供・記録・保管等の罪、およびそれらの未遂罪

■ 第6号：都道府県の条例で定める罪

- イ～ニの行為：各都道府県のいわゆる「迷惑防止条例」違反（痴漢、盗撮など）や、「青少年健全育成条例」違反（18歳未満の青少年への淫行など）

附則 第2条（改正前の刑法等における旧罪名）

過去の刑法改正（平成29年・令和5年）によって罪名や構成要件が変更・統合される前の「旧罪名」

■ 第1項第1号（平成29年刑法改正前の罪）

- 旧第178条の2：集団強姦罪、集団強姦致死傷罪
- 旧第181条第3項：強姦致死傷罪
- 旧第241条：強盗強姦罪
- ※およびこれらの未遂罪

■ 第1項第2号（令和5年刑法改正前の罪）

- 旧第176条：強制わいせつ罪
- 旧第177条：強制性交等罪
- 旧第178条：準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
- ※およびこれらの未遂罪

■ 第2項（平成29年改正前の盗犯等防止法）

- 旧第4条：常習強盗強姦罪